

阿南市要綱第63号

阿南市通話録音装置の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上、犯罪の防止、業務の公正かつ適正な執行の確保及び職員への不当な圧力の排除を目的として阿南市役所本庁舎に設置する通話録音装置の管理及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容等を録音又は記録する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体に録音又は記録された通話内容等をいう。
- (3) 複製データ 通話録音データを電磁的記録媒体（通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体を除く。）に複製したデータをいう。

(統括管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、庁舎管理担当課長をもって充てる。

2 通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、各課等の長をもって充てる。

3 統括管理責任者及び管理責任者は、通話録音装置の管理及び運用に当たり、必要があると認めるときは、自らが命じた者を通話録音装置操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）として置くことができる。

(通話録音装置の設置の公表)

第4条 統括管理責任者は、通話録音装置の設置及びその利用目的について、市のホームページ等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 統括管理責任者及び管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、通話録音装置の管理及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

- 2 統括管理責任者及び管理責任者は、通話録音データ又は複製データ（以下「通話録音データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 統括管理責任者、管理責任者及び操作取扱者その他通話録音データ等を取り扱う職員は、その取扱いにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ又は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（通話録音装置の使用）

第6条 通話録音装置は、電話機での通話の開始とともに自動で通話内容等を録音し、又は記録するものとする。

（通話録音データ等の保存、提供及び廃棄）

第7条 通話録音データの保存期間は、録音された日の翌日から起算して7日間とし、保存期間を経過した通話録音データは、上書き等の操作により消去を行うものとする。ただし、当該保存期間中に通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされたときは、自動で上書きされた日までとする。

- 2 通話録音データは、録音又は記録したときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。
- 3 複製データは作成してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合又は第1条に定める目的を達成するため、統括管理責任者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 4 統括管理責任者、管理責任者及び操作取扱者その他通話録音データ等を取り扱う職員は、法令に基づく場合を除き、第1条に定める目的以外のために通話録音データ等を利用し、又は提供してはならない。
- 5 管理責任者は、第1条に定める目的を達成するため、複製データの提供を希望するときは、通話録音データ複製依頼書（様式第1号）により、統括管理責任者へ依頼するものとする。
- 6 統括管理責任者は、捜査機関から要請があった場合又は前項の依頼に基いて複製データを提供した場合は、複製データ提供記録簿（様式第2号）にその内容を記載するものとする。
- 7 複製データの提供を受けた管理責任者は、複製データを適正に管理し、その目的が達成されるなど、保有する必要がなくなった場合は、復元不可能な方法により速やかにこれを廃棄しなければならない。

（苦情の処理）

第8条 統括管理責任者及び管理責任者は、通話録音装置の設置、管理及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ

適切に対応しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月27日から施行する。